ふれあいランド祭2025「ふれあいマルシェ」販売事業所募集要項

１　趣旨

ふれあいランド祭2025において商品のPR及び販売を行うことにより、事業所商品の販路拡大・障がい者の工賃向上を図るとともに、県民に障がい福祉に対する理解を深めていただき、障がいのある方々の社会参加を促進することを目的に開催します。

２　実施主体

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会社会就労部会

※ふれあいランド祭2025はふれあいランド祭実行委員会が主催するイベントです。

３　商品販売日時

令和７年９月７日（日）　午前10時～午後３時

※　雨天時は中止となります。中止する場合、開催前日の「９月６日（土）16時」を目処に、ふれあいランド祭事務局（ふれあいランド岩手）からご連絡します。

４　会場

ふれあいランド岩手（盛岡市三本柳8地割1番3／TEL 019－637－7444）

５　募集事業所数

14事業所（県社協障がい者福祉協議会社会就労部会会員事業所）

※募集事業所数を上回った場合には、調整させていただく場合があります。

６　商品販売方法

事業所単位での出店販売（直接販売のみ）

販売に関する詳細は、別紙「販売に当たっての留意事項」を必ずご確認ください。

７　販売スペース

(1)　１事業所１区画（１区画は、３m×３m）とし、14区画を募集します。

　(2)　屋外テントスペースでの販売となります。

(3)　販売用机及び椅子は、原則として１施設当たり机１本及び椅子２脚を貸し出します。各テントに設置した机の脚等に固定するためのヒモを各々で準備願います。

　(4)　テント、机、椅子は、本会で設営・撤去します。

８　出店料

無料

９　出店申込み及び出店の決定

(1)　出店の申込み

　　下記①～③に必要書類を添えて、FAX又はメールにより８月８日(金)まで必着でお申し込みください。

**お申込みの際は、必ず下記の申込み・問合せ先宛て、お電話にて着信確認のご連絡をお願いします。機材準備、出店場所の確保、臨時営業許可等の申請がありますので、申込書の受領確認ができない場合、当日に出店希望があってもお断りします。**

①　出店申込書（様式１）

②　出品リスト兼臨時営業飲食店調査票（様式２）

③　露店等の開設届出書（様式３）

※　③は、ふれあいランド岩手から保健所や消防への届出に使用しますので、発電機や火気使用の有無に関わらず、必ず提出してください。

　(2)　出店事業所の決定は、８月28日(木)をめどにお知らせします。詳細についての追加連絡は、出店事業所へ別途お知らせします。

　(3)　イベント終了後は、売上げ報告書（様式４）により、売上げ報告をお願いします。

　(4)　出店場所については、主催者側の指定となります。

10　その他

(1)　キッチンカーでの販売も可能ですので、ご希望の場合は担当宛てにお知らせください。

　　ただし、出店料として3,000円を負担いただきます。

(2)　今年度からふれあいランド岩手の出店では焼き鳥、焼きそばの販売をしませんので、積極的に販売ください。

11　申込み・問合せ先

岩手県社会福祉協議会福祉経営支援部（担当：高橋　佳奈子）

〒020-0831　盛岡市三本柳８地割１番３

TEL：019-637-9611／FAX：019-637-4255

E-mail：kanako@iwate-shakyo.or.jp

ふれあいランド祭2025「ふれあいマルシェ」

販売に当たっての留意事項

１　販売スペース

販売場所は、全て屋外です。

１事業所当たりテント１区画（３m×３m）とし、本会で、販売用机（180cm×60cm）１本及び椅子２脚を用意します。

２　搬入と搬出

(1)　搬入：９月７日（日）午前８時30分から

(2)　搬出：出店販売の終了は15時です。15時過ぎから後片付けを始めてください。

３　商品の納品・陳列、販売時間

　(1)　当日９時までに直接会場へ搬入・陳列してください。

　(2)　販売時間は、10時～15時です。イベント開催時間内で販売を終了するタイミング等は、各事業所でご判断ください。

　(3)　事前に提出いただいた出品リストにより、本会が飲食店臨時営業許可申請を行います。当日、リストにない商品を調理・販売することはできません。

４　販売商品の商品表示

食品は、食品衛生法で定められた衛生管理を徹底の上、食品表示法に基づく表示を必ず貼付してください。商品表示は、税込価格も入れてください。

５　売上金・釣銭

売上金は、各事業所で管理してください。釣銭は、各事業所で準備願います。

６　食品販売の衛生管理・留意事項

(1)　 手洗い、アルコールスプレー、使い捨て手袋の使用など、衛生管理の徹底をお願いします。また、屋外で販売するため、衛生管理上、手洗い用タンク等を各々で設置願います。

(2)　食品は、当日調理するとともに、肉や魚は事前にボイルしたものを使用願います。

(3)　当日は、暑くなることも予想されますので、食材はクーラーボックス等で保管する等、鮮度管理には十分留意してください。

(4)　かき氷、アイスコーヒー、ジュースに使用する氷は、飲料用の氷としてください。

７　ごみの管理

出店事業所は、売り場にごみ箱を設置し、販売品や調理等によって生じたごみは、販売終了後、各自で持ち帰るよう協力願います。

８　火気器具の使用

(1)　電気機器を使用する事業所は、電源コード類及び発電機と消火器を各々で準備願います。

(2)　発電機に使用するガソリン等の燃料は、あらかじめ満タンにしておき、当施設・団体内では給油しないこと、やむを得ず給油する場合は当施設・団体職員の指示に従い、指定された場所で給油してください。

(3)　販売に際し、火気を使用する事業所は消火器を持参し、出店場所に常備し、ＬＰガス使用の場合は転倒しないよう固定してください。

(4)　火気器具を使用する事業所は、事前に提出いただいた「露店等の開設届出書」の配置図どおり、発電機、ガスボンベ（調理器具を含む）、消火器等を設置してください。

(5)　本会では、事前に消防署へ火気使用の届出を行います。当日、消防署による現地検査がありますので、検査の際の指導に従い営業してください。

(6)　消火器は、火気器具１台（焼き台、発電機等）につき１本の設置が原則となります。

必ず、消火器に記載された「設計標準使用期限」を確認し、期限内の物を各事業所でご持参ください。

９　出店事業所の駐車場

搬入時は、ふれあいランド敷地内駐車場の利用が可能です。

イベント開始後、敷地内駐車場は、一般来場者用駐車場となりますので、搬入後速やかに指定ふれあいマルシェ出店者用臨時駐車場に移動し駐車してください。駐車場は、スペースに限りがありますので、原則として１事業所あたり１台分とし、後日、「駐車許可証」を送付します。

なお、２台目以上の車両は、臨時駐車場（日赤病院駐車場）をご利用ください。

1011　売上報告について

販売終了後、９月26日（金）までに「売上報告書」（様式４）により、FAXで報告してください。なお、販売手数料の負担はありません。（ただし、キッチンカーを除く。）

|  |
| --- |
| 【照会先：障がい協事務局　高橋　佳奈子】  　TEL：019-637-9611  　E-mail：kanako@iwate-shakyo.or.jp |